

第31期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告
 - 「主要な営業所」
 - 「使用人の状況」
 - 「その他会社の現況に関する重要な事項」
 - 「株式の状況」
 - 「新株予約権等の状況」
 - 「責任限定契約の内容の概要」
 - 「社外役員に関する事項」
 - 「会計監査人の状況」
 - 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 計算書類
 - 「貸借対照表」
 - 「損益計算書」
 - 「株主資本等変動計算書」
 - 「個別注記表」
- 監査報告
 - 「計算書類に係る会計監査報告」

第31期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

株式会社ヒップ

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたしております。

主要な営業所（令和8年3月31日現在）

本 社	神奈川県横浜市西区	
営 業 所	仙 台 営 業 所	宮城県仙台市青葉区
	北 関 東 営 業 所	埼玉県さいたま市大宮区
	東 京 営 業 所	東京都渋谷区
	横 浜 営 業 所	神奈川県横浜市西区
	浜 松 営 業 所	静岡県浜松市中央区
	名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市中村区
	金 沢 営 業 所	石川県金沢市北安江
	大 阪 営 業 所	大阪府大阪市北区
	福 岡 営 業 所	福岡県福岡市博多区

使用人の状況（令和8年3月31日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
855名	11名増	38.4歳	11.2年

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。

2. 当社事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

株式の状況（令和8年3月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 13,500,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 3,975,300株 |
| (3) 株主数 | 3,744名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	所有株式数	持株比率
株式会社ベストプランニング	1,353,800株	35.57%
ヒップ従業員持株会	323,500株	8.50%
光通信KK投資事業有限責任組合	164,900株	4.33%
株式会社横浜銀行	45,000株	1.18%
田中伸明	44,400株	1.16%
光通信株式会社	39,700株	1.04%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	37,000株	0.97%
亀山弓子	36,900株	0.96%
日本生命保険相互会社	36,000株	0.94%
光1号配当特化投資事業有限責任組合	35,700株	0.93%

- (注) 1. 当社は、自己株式を170,109株保有しておりますが、上記大株主からは除外して
おります。
2. 持株比率は、自己株式（170,109株）を控除して計算しております。

新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の
状況（令和8年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約
権の状況
該当事項はありません。

責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、当社定款において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役と個別の責任限定契約は締結しておりません。

社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役 及川善雅氏は株式会社ブレスの代表取締役であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役 池田由美子氏は池田公認会計士事務所を開設しております。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役 前田泰志氏は前田綜合法律事務所及び前田泰志税理士事務所を開設しております。
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	及川善雅	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な知識、経験から、経営全般に対する監督や意見陳述を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	池田由美子	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。主に財務・会計等に関し、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から監督、助言等を行うなど、独立、公正的な立場から経営陣に対して実効性の高い監督を行う役割を果たしております。
監査役	佐藤正八郎	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会8回全てに出席いたしました。警察官としての経験、見識から、適宜発言を行っております。
監査役	前田泰志	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会8回全てに出席いたしました。弁護士、税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

会計監査人の状況

(1) 名称 アーク有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。
3. 上記の金額は、消費税等を含んでおりません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（令和8年3月31日現在）

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令遵守体制の確保に関連する規程・マニュアル類を整備し周知徹底するとともに、役社員が高い倫理観を持って職務の執行に当たるように、内部統制システムを含む制度を整備する。
- ② 監査役は監査役会規則に基づき独立した立場から取締役の職務執行を監視し、その適法性を検証しており、法令、定款の違反を予想、発見した場合は直ちに監査役会、取締役会に報告し、是正処置をとることとする。
- ③ 内部監査室が定期的な内部監査を通じ当社の企業活動が法令、定款に基づき実施されているかを調査し、代表取締役社長に報告しコンプライアンス体制の有効性を検証している。
- ④ 企業倫理をはじめとする基本方針の決定など、コンプライアンス体制の基盤整備を行い、全従業員が法令、定款、社内規程及び社会規範を遵守のうへ社会的責任を果たし企業理念を実践するように、定期的な社内教育を行うなど周知徹底を図ることとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む）の取扱いは、文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程に従い作成のうへ、適切に保存及び管理を行い、取締役及び監査役が常時これらの文書を閲覧できる状態を維持することとする。
- ② 必要な関係者は、必要に応じてこれらの文書を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役社長の直属部署として内部監査室を設置し、定期的に内部監査を実施する。
- ② 内部監査室の監査により法令、定款違反、その他損失の危険のある業務執行が発見された場合には、その内容について、直ちに代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告するものとする。

- ③ リスク管理規程に基づき、各部署所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うとともに、事業部会にて全社横断的にリスク管理状況を監視することとする。不測の事態が発生した場合には、リスク対応委員会を設置し、適切かつ迅速に対応を行い、損失を最小限に止める。
- (4) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、迅速かつ確かな意思決定を行う体制を確保する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程及び稟議規程等の意思決定ルールに基づき個々の取締役の職務権限を明確化することにより、効率的な達成方法を確保する。
- (5) **当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- 当社は、企業集団が存在しないので該当事項はありません。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査役が必要とする場合は、監査役の職務を補助する使用人を速やかに配置するものとする。なお、使用人の人選は監査役会の意向を尊重し、協議のうえ決定する。
- (7) **前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- 監査役補助人は取締役の指揮命令を受けないものとし、その人事異動、人事評価、懲戒等の人事に関する事項に関しては、監査役会と協議のうえで決定するものとする。また、監査役の職務を補助すべき使用人は他の職務を兼務せず、監査役の指揮命令に従うものとする。

(8) 監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、職務執行に関して法令、定款違反行為及びリスク顕在化の事実を確認した場合、当社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合は、代表取締役社長への報告と同時に、監査役に報告する体制を構築する。

監査役は取締役会及びその他重要な会議に必要なに応じて出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握を行う。また、その議事録の写しは監査役に配布される。

前項に関わらず監査役は必要なに応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

役社員が監査役に対して報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止することをコンプライアンス規程に定めている。

(10) 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は支払等の請求をした場合には、当社諸規程の定めに基づき速やかに支払処理を行う。なお監査役は費用支出に当たっては、その妥当性を十分留意するものとする。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 役社員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
- ② 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うなど、意思疎通を図るものとする。
- ③ 内部監査室との連携を持ち、情報を共有化し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。また、必要なに応じて内部監査室に対して調査を求めることができる。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会の主な運用状況

取締役会は毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催され、重要事項の報告を受け迅速かつ的確な意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行状況を監督しています。

また、財務に係る内部統制に関しては定例会を毎月開催し、討議・報告内容が取締役会で報告されております。

② 監査役会の運用状況

各監査役は取締役会に出席し、必要に応じて発言、調査を行い取締役の監視を行っております。各部署へ往査を実施し、法令等の遵守状況、リスク管理状況、重要書類等の管理状況を主に監査し、使用人の職務執行状況の監視を行っております。

また、会計監査人、内部監査室長とも定期的にコミュニケーションをとり、情報を共有することで、監査の実効性の確保を図っております。

以上を実施することで、取締役及び使用人の職務執行の法令及び定款への適合状況を監視、監督しております。

③ 内部監査の運用状況

年2回の定期監査を通じ当社の企業活動が法令、定款に基づき実施されているか調査しております。

調査の結果、当事業年度において法令遵守に違反する企業活動は無く、コンプライアンス体制は有効に機能していると判断しております。

貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,965,899	流 動 負 債	1,125,829
現金及び預金	3,076,749	未払金	27,597
電子記録債権	10,295	未払費用	412,188
売掛金	806,612	未払法人税等	107,235
貯蔵品	955	預り金	19,310
前払費用	62,631	賞与引当金	440,292
その他	8,655	その他	119,205
固 定 資 産	1,735,270	固 定 負 債	498,428
有 形 固 定 資 産	1,239,889	退職給付引当金	478,966
建物	559,233	役員退職慰労引当金	19,461
減価償却累計額	△292,692	負 債 合 計	1,624,258
建物（純額）	266,540	純 資 産 の 部	
構築物	7,062	株 主 資 本	4,076,911
減価償却累計額	△6,397	資 本 金	377,525
構築物（純額）	665	資 本 剰 余 金	337,525
工具、器具及び備品	39,500	資 本 準 備 金	337,525
減価償却累計額	△34,877	利 益 剰 余 金	3,589,713
工具、器具及び備品（純額）	4,623	その他利益剰余金	3,589,713
土地	968,059	別 途 積 立 金	150,000
無 形 固 定 資 産	1,921	繰越利益剰余金	3,439,713
ソフトウェア	427	自 己 株 式	△227,851
その他	1,494	純 資 産 合 計	4,076,911
投資その他の資産	493,459	負 債 純 資 産 合 計	5,701,169
投資有価証券	100,000		
長期前払費用	227		
繰延税金資産	317,824		
その他	78,474		
貸倒引当金	△3,067		
資 産 合 計	5,701,169		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	6,193,609
売 上 原 価	4,823,037
売 上 総 利 益	1,370,572
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	797,654
営 業 利 益	572,918
営 業 外 収 益	8,949
営 業 外 費 用	1,639
経 常 利 益	580,228
税 引 前 当 期 純 利 益	580,228
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	159,687
法 人 税 等 調 整 額	△12,212
当 期 純 利 益	432,752

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計
当 期 首 残 高	377,525	337,525	337,525
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			
当 期 純 利 益			
自己株式の取得			
当期変動額合計	-	-	-
当 期 末 残 高	377,525	337,525	337,525

	株 主 資 本					純資産 合 計
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計	
	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計			
	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	150,000	3,216,761	3,366,761	△101,928	3,979,882	3,979,882
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△209,800	△209,800		△209,800	△209,800
当 期 純 利 益		432,752	432,752		432,752	432,752
自己株式の取得				△125,922	△125,922	△125,922
当期変動額合計	-	222,952	222,952	△125,922	97,029	97,029
当 期 末 残 高	150,000	3,439,713	3,589,713	△227,851	4,076,911	4,076,911

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券 原価法を採用しております。

(2) 資産の評価基準及び評価方法

①棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

構築物 10年～40年

工具、器具及び備品 2年～10年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権その他これに準ずる債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社役員規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務に係る収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社は、機械設計、電子設計、ソフト開発の技術者サービスによるアウトソーシング事業を行っております。

これらのサービスは、主として労働者派遣契約または請負契約に基づき行われ、労働者派遣契約は、一定の期間にわたり移転されるサービス、請負契約は、一時点で移転される財またはサービスとして判断しております。

労働者派遣契約による売上高は、顧客企業からの指揮命令を受けて行う技術者の役務提供により履行義務が充足され、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。また、進捗度の測定は、時の経過に基づき行っております。

請負契約による売上高は、顧客企業への成果物の納品及び検収により履行義務が充足され、顧客企業が検収した時点で収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として2ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

貸借対照表に関する注記

顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりであります。

電子記録債権	10,295千円
売掛金	736,086千円
契約資産	70,526千円

損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 6,193,609千円

株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,975,300株	一株	一株	3,975,300株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	90,109株	80,000株	一株	170,109株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得80,000株による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和7年6月27日定時株主総会	普通株式	209,800千円	54円	令和7年3月31日	令和7年6月30日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和8年6月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	266,363千円	70円	令和8年3月31日	令和8年6月29日

(注) 令和8年6月26日定時株主総会決議予定の1株当たり配当額には、創立30周年記念配当15円を含んでおります。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画、資金繰り計画に照らして、必要な資金は原則として自己資金で賄い、必要に応じ金融機関から借り入れております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社の財務状況に重要な影響を与えると考えられる金融商品は、現金及び預金、電子記録債権、売掛金であります。営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は満期保有目的の債券であり、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、各営業所が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
満期保有目的の債券	100,000	99,200	△800
資産計	100,000	99,200	△800

(注) 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「売掛金」については、現金であること、または短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

①時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	－	99,200	－	99,200
資産計	－	99,200	－	99,200

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

満期保有目的の債券は取引金融機関から提示された価格によっており、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

賞与引当金	136,226千円
賞与引当金法定福利費	19,560千円
退職給付引当金	148,192千円
役員退職慰労引当金	6,021千円
未払事業税	7,462千円
その他	7,125千円
小計	324,588千円
評価性引当額	△6,764千円
繰延税金資産合計	317,824千円
繰延税金資産の純額	317,824千円

収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
分解した収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

アウトソーシング事業	
一定の期間にわたり移転されるサービス	5,406,821
一時点で移転される財またはサービス	786,788
顧客との契約から生じる収益	6,193,609
売上高	6,193,609

(注) 単一セグメントであるため、セグメント別の収益の内訳は記載しておりません。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

- ①顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高

(単位：千円)

	当事業年度期首	当事業年度末
顧客との契約から生じた債権		
電子記録債権	14,938	10,295
売掛金	669,587	736,086
契約資産	64,052	70,526

(注) 契約資産は主に、顧客との契約について期末日時点で一部または全部の履行義務を果たしているが、まだ請求していない財またはサービスに係る対価に対する当社の権利に関連するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。

- ②残存履行義務に配分した取引価格

当社は、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 1,071円41銭
(2) 1株当たりの当期純利益 112円03銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和8年5月12日

株式会社ヒップ
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 高 屋 友 宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長 崎 善 道
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヒップの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上